

高山市図書館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の概要について

1. 改正内容

(1) 新たな区分等の貸出について

煥章館は生涯学習ホールのみ貸出可能としているが、施設の有効利用を図るため、近代文学館やその他の共用スペースについても貸出できるようにする。

(例：美術作品の展示、学校で制作した作品の展示、個展の開催など)

【関係条文】

第4条の3、第5条、第10条、第11条、第12条、第13条、第16条、
第17条、別表

(2) 物品等の販売について

煥章館には物品等の販売に関する規定はないが、より多様な目的で施設を使えるよう、施設の用途や管理上支障がない範囲で物販を認める。

(例：体験講座、展示会・展覧会等に関連する商品販売、コーヒーや軽食の販売、
玄関前でのキッチンカーなど)

【関係条文】

第20条、別表備考

2. 施行期日

令和6年4月1日